

利用料金

(1) 介護保険

所 要 時 間	基本料金	夜間早朝料金 (18 時～22 時と 6 時～8 時)	深夜料金 (22 時～6 時)
20 分未満：	314 単位	393 単位	471 単位
30 分未満	471 単位	589 単位	707 単位
30 分以上 1 時間未満	823 単位	1,029 単位	1,235 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位	1,410 単位	1,692 単位

※ 1 回につきの料金その他のサービスの加算料金

項 目	基本料金	内 容
初回加算（月 1 回） （Ⅰ） （Ⅱ）	350 単位 300 単位	新規に訪問看護計画を作成した場合に算定 （Ⅰ）病院・診療所を退院した当日に訪問 した場合 （Ⅱ）病院・診療所を退院した翌日以降に 訪問した場合
緊急時訪問看護加算 （Ⅰ） （月 1 回）	600 単位	ご利用者の同意を得て 24 時間体制で計画的 な訪問以外に必要時、電話相談等による、緊 急訪問を行う場合に 1 回／月算定
特別管理加算 （月 1 回） （Ⅰ） （Ⅱ）	500 単位 250 単位	厚生労働大臣が定める特別な管理を要する ご利用者に、計画的に管理を行う場合に 1 回／月算定
ターミナルケア加算 （死亡月）	2,500 単位	在宅で死亡されたご利用者に対して、死亡日 及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナ ルケアを行った場合に死亡月に 1 回算定
看護体制強化加算Ⅰ	550 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合していると して、都道府県知事の許可を得て医療ニーズ の高いご利用者への指定訪問看護の提供体制 を強化した場合に算定
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	6 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合している場 合に 1 回ごとに算定
退院時共同指導加算	600 単位	ご利用者が退院又は退所に当たり、主治医等 と連携して在宅生活に必要な指導を行った後 に、初回の指定訪問看護を行った場合に算定

中山間地域居住者へのサービス提供加算	5 %増	中山間地域等における小規模事業所加算
長時間訪問看護加算	300 単位／1 回	特別管理加算対象者で 1 時間 30 分を超える
複数名訪問加算	30 分未満：254 単位 30 分以上：402 単位	ご利用者の同意を得て、厚生労働大臣が定める基準において同時に複数の看護師等が計画的に訪問看護を行った場合に加算
専門管理加算（月 1 回）	250 単位	緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
利用者負担額	介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額	

（２） 医療保険

項 目	訪問看護の回数	利 用 料 金
基本療養費	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日目以降	6,550 円
管理療養費	月の初日	7,670 円
	月の 2 日目以降	3,000 円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア（がん性疼痛看護）に係る専門研修を受けた看護師による訪問	月 1 回	12,850 円
24 時間対応体制加算イ	6,800 円／月	
特別管理加算	5,000 円／月（悪性腫瘍患者・気管切開患者・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態） 2,500 円／月（人工肛門・人工膀胱・褥瘡・点滴管理等）	
専門管理加算 （緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合）	月 1 回	2,500 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回	50 円
ターミナルケア療養費	25,000 円	
夜間早朝加算	2,100 円（18 時～22 時と 6 時～8 時）	
深夜加算	4,200 円（22 時～6 時）	

緊急時訪問看護加算月 14 日目まで月 15 日目以降	2,650 円（診療所・在宅療養支援病院の指示） 2,000 円（診療所・在宅療養支援病院の指示）
長時間訪問看護加算	5,200 円（90 分を超える訪問）
複数名訪問看護加算	4,500 円（看護師 2 人）
退院時共同指導加算	8,000 円（退院又は退所時の連携と指導）
退院支援指導加算	6,000 円（退院当日の訪問）
在宅患者連携指導加算	3,000 円（医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、ご利用者・家族に指導を行い、他職種に情報提供した場合算定）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円（急変や診療方針の変更等に伴い、ご利用者宅で医療従事者と一同にカンファレンスした場合）
訪問看護情報提供療養費	1,500 円／月（市町村・保険医療機関等との連携）
利用者負担額	各保険の負担割合に応じて異なります（1～3 割）
訪問時間	30 分～1 時間 30 分まで／回

（３） 自費負担（保険外）

項 目	利 用 料 金
保険外の訪問看護	訪問時間によって、介護保険に準じる料金となります。（別途消費税）
交通費	通常の事業の実施地域を越えた地点から、 10 キロメートル以上 500 円。 15 キロメートル以上の場合は 1,000 円とする
死後の処置	12,000 円（消費税込）

（４） 料金の請求及びお支払方法

請求方法	1 か月分の請求書を翌月 10 日以降に郵送にて請求
お支払い方法	口座振り込み
領収書の発行	可